

関東森林管理局仕様書

- (1) この関東森林管理局仕様書(以下「局仕様書」という。)は、松くい虫及びナラ枯れ防除事業における伐倒駆除の仕様を示すものである。
- (2) これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、局仕様書に優先するものとする。

ナラ枯れ伐倒駆除仕様書

1. 作業内容

被害木を伐倒、枝払い、玉切り、集積し、薬剤によるくん蒸処理をもって内部のカシノナガキイムシを駆除することで被害のまん延を防止するものである。

2. 伐倒、枝払い、玉切り、集積

(1) 伐倒

- ① 伐倒木はビニールテープ及びナンバーテープで明示したものとする。
- ② 対象木や周囲の状況等を勘案して最も安全な伐倒方向を選ぶこと。
- ③ くん蒸対象木の伐採点は山際の地際から 30 cm以内を標準とするが、可能な限り低い位置であること。
- ④ くん蒸対象木の枝条は作業や林内の移動の妨げとならないように整理し、くん蒸は行わないものとする。
- ⑤ くん蒸を伴わない作業支障木等の伐採点は、山側の地際から 30 cm以内を標準とし、作業や林内の移動の妨げとならないように枝払いや玉切を行い整理しておくこと。

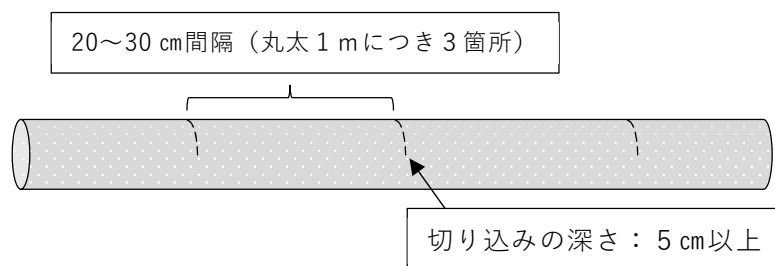
(2) 枝払い(くん蒸対象木)

くん蒸シート被覆時にシートを損傷しないよう枝の基部から切断すること。

(3) 玉切り(くん蒸対象木)

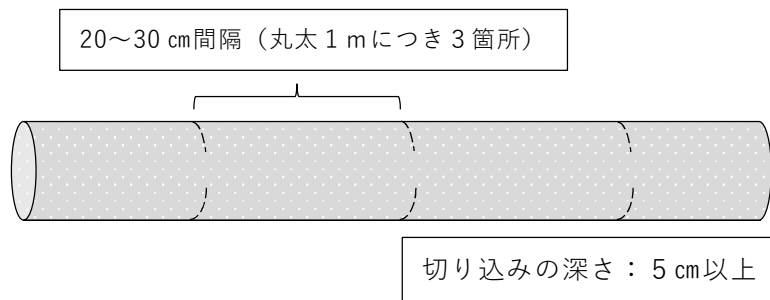
1 mを基準として玉切りし、くん蒸作業時に内部まで薬剤を浸透させるため以下のとおり切り込みを入れること。

- ① 直径が 30 cm未満のもの
※片面に切り込みを入れる



- ② 直径が 30 cm以上のもの

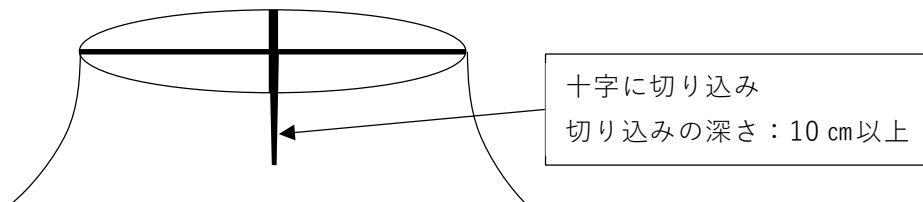
※両面に切り込みを入れる



（５）根株の処理

カシノナガキクイムシは地際に近い部分の生息密度が高く根株にもくん蒸を施す必要があることから、薬剤の浸透性を高めるため以下のとおり切り込みを入れること。

なお、安全上の理由等からやむを得ず伐採点が高くなった場合は、薬剤の浸透性を損なわぬよう切り込みの深さを調整すること。



（６）集積（くん蒸作業対象木）

- ① 丸太の集積にあたっては、集積場所が傾斜地の場合は集積前に谷側に杭を打ち安定させておくこと。
- ② ①において集積した際に突き出た枝等がある場合はくん蒸シートを破損するおそれがあることから確実に切除しておくこと。
- ③ 集積場所は歩道等の一般者の往来が予想される場所や沢付近等の薬剤流出の恐れのある場所を避けること。また、出来る限り薬剤が気化しやすい日当りの良い場所を選ぶこと。

3. くん蒸方法

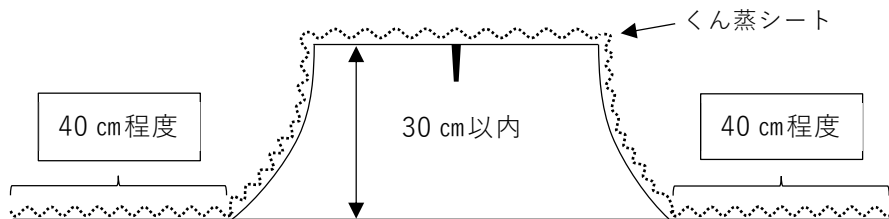
- （１）薬剤の使用にあたっては予め病虫害防除薬剤使用願を提出し発注者の承認を得ること。
また、薬剤等の材料が納入されたときは速やかに監督職員の確認検査を受けること。
- （２）くん蒸作業の実施にあたっては、予め集積物の周りにシート端を埋めておく溝を掘り、伐倒木の伐根及び集積物をくん蒸シートで被覆したのちに集積全体にまんべんなく薬剤を散布し、速やかにシート端を全て土中に埋めて密閉性が保たれるよう措置すること。
- （３）くん蒸シートの継ぎ足しは行わないものとするが、被覆時に破損が生じた場合には、耐久、耐候性のある粘着テープ等で直ちに補修すること。
- （４）作業は薬剤が気化しやすいように晴天で気温の高い日を選び、曇りや雨天・気温の低い日は避けること。
- （５）事業箇所には薬剤名及び薬剤数量並びに処理年月日を表示した立て看板等により注意

喚起をはかること。

(6) 施工後は14日間以上の密閉状態が保持されるよう管理し、破損等の異常を発見した場合は速やかに補修すること。

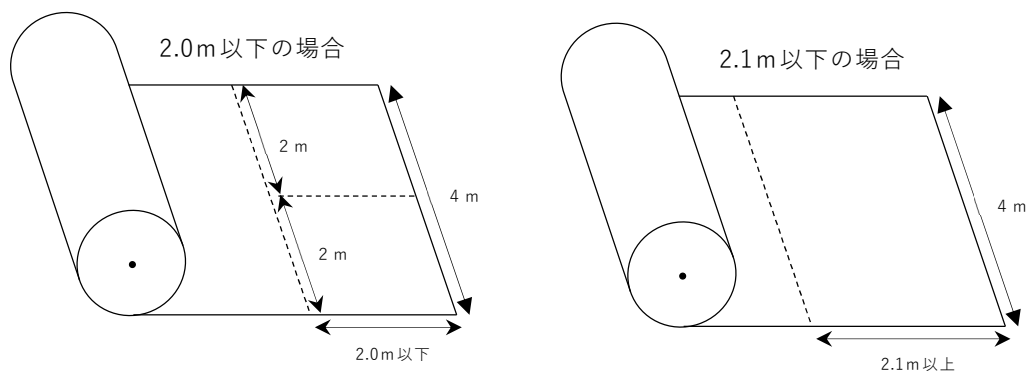
(7) 根株のくん蒸作業

- ① カシノナガキクイムシは地際に近い部分の生息密度が高いことから、以下のとおり伐採後の根株にもくん蒸作業を行うものとする。なお、くん蒸シートの被覆にあたっては、周囲の土石等を用いて根株を密封させること。



- ② 根株のくん蒸に要する径級毎の必要材料は別表に示すとおりである。

なお、くん蒸シートの必要長が2 m以下の場合は4 m幅のシートを2分割して使用すること。



4. 薬剤の取扱等

- (1) 薬剤散布中又は薬剤を稀釈する際は、林内の河川、用水路等に流入しないように注意すること。
- (2) 薬剤散布に使用した器具類を河川、用水路等で洗わないこと。
- (3) 使用済の薬剤の容器は、事業の完成が認められるまで確実に保管しておくこと。
- (4) 薬剤の使用上の注意事項及び関係法令を遵守すること。
- (5) 薬剤は、密栓して火気のない冷暗所で施錠のうえ保管すること。
- (6) 薬剤に火気を近づけないこと。
- (7) 運搬中に薬剤が漏れないよう容器は密栓しておくこと。
- (8) 搬入する薬剤は当日の使用可能量とし、残量が生じた場合は確実に持ち帰り所定の場所で保管しておくこと。
- (9) 薬剤を取り扱う際は保護メガネやマスク、ゴム手袋等の防護衣を確実に着用すること。
- (10) 作業後は直ちに身体を洗い流し、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換すること。

5. 安全管理

作業中は危険回避のため関係者以外の立ち入りを禁止する措置を講ずること。

6. 実行管理

(1) 実行記録写真の整理

実行記録写真の撮影にあたっては、代表的な箇所について作業毎に作業前、作業中、作業後の写真を撮影すること。

(2) 薬剤の管理

薬剤の使用にあたっては、当日の使用量等を薬剤散布記録簿に記録しておくこと。

7. 農薬使用計画書の提出

請負者は「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」に基づく「農薬使用計画書」を農林水産大臣宛て薬剤の使用開始日までに提出するとともに、その写しを監督職員へ提出すること。

8. チェーンソー作業における振動障害の予防

チェーンソーによる振動障害を予防するため、厚生労働省において定める「チェーンソー取扱い作業指針」を遵守し、作業者にも徹底されるよう必要な措置を講ずること。

【別表】

根株のくん蒸に要する必要材料

根 株 の 平均直径 (cm)	シート必要量 (m)		薬剤散布量 (ℓ)		根 株 の 平均直径 (cm)	シート必要量 (m)		薬剤散布量 (ℓ)	
	幅	長さ	カーバ ム剤	カーバム ナトリウ ム塩液剤		幅	長さ	カーバ ム剤	カーバム ナトリウ ム塩液剤
10	4.0	1.5	0.05	0.05	80	4.0	2.5	0.15	0.15
12	4.0	2.0	0.05	0.05	82	4.0	2.5	0.20	0.15
14	4.0	2.0	0.05	0.05	84	4.0	2.5	0.20	0.15
16	4.0	2.0	0.05	0.05	86	4.0	2.5	0.20	0.15
18	4.0	2.0	0.05	0.05	88	4.0	2.5	0.20	0.15
20	4.0	2.0	0.05	0.05	90	4.0	2.5	0.20	0.15
22	4.0	2.0	0.05	0.05	92	4.0	2.5	0.20	0.15
24	4.0	2.0	0.05	0.05	94	4.0	2.5	0.25	0.20
26	4.0	2.0	0.05	0.05	96	4.0	2.5	0.25	0.20
28	4.0	2.0	0.05	0.05	98	4.0	2.5	0.25	0.20
30	4.0	2.0	0.05	0.05	100	4.0	2.5	0.25	0.20
32	4.0	2.0	0.05	0.05	102	4.0	2.5	0.25	0.20
34	4.0	2.0	0.05	0.05	104	4.0	2.5	0.25	0.20
36	4.0	2.0	0.05	0.05	106	4.0	2.5	0.30	0.20
38	4.0	2.0	0.05	0.05	108	4.0	2.5	0.30	0.25
40	4.0	2.0	0.05	0.05	110	4.0	2.5	0.30	0.25
42	4.0	2.0	0.05	0.05	112	4.0	3.0	0.30	0.25
44	4.0	2.0	0.05	0.05	114	4.0	3.0	0.35	0.25
46	4.0	2.0	0.05	0.05	116	4.0	3.0	0.35	0.25
48	4.0	2.0	0.05	0.05	118	4.0	3.0	0.35	0.25
50	4.0	2.0	0.10	0.05	120	4.0	3.0	0.35	0.30
52	4.0	2.0	0.10	0.05	122	4.0	3.0	0.35	0.30
54	4.0	2.0	0.10	0.10	124	4.0	3.0	0.40	0.30
56	4.0	2.0	0.10	0.10	126	4.0	3.0	0.40	0.30
58	4.0	2.0	0.10	0.10	128	4.0	3.0	0.40	0.30
60	4.0	2.0	0.10	0.10	130	4.0	3.0	0.40	0.30
62	4.0	2.5	0.10	0.10	132	4.0	3.0	0.45	0.35
64	4.0	2.5	0.10	0.10	134	4.0	3.0	0.45	0.35
66	4.0	2.5	0.10	0.10	136	4.0	3.0	0.45	0.35
68	4.0	2.5	0.15	0.10	138	4.0	3.0	0.45	0.35
70	4.0	2.5	0.15	0.10	140	4.0	3.0	0.50	0.35
72	4.0	2.5	0.15	0.10	142	4.0	3.0	0.50	0.40
74	4.0	2.5	0.15	0.10	144	4.0	3.0	0.50	0.40
76	4.0	2.5	0.15	0.15	146	4.0	3.0	0.50	0.40
78	4.0	2.5	0.15	0.15	148	4.0	3.0	0.55	0.40

ナラ枯れ伐倒駆除特記仕様書

1. 総則

請負事業の全般に係わる一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。

なお、作業が造林請負事業標準仕様書及び関東森林管理局仕様書によりがたい場合、監督職員と協議を行い別途指示することとする。

2. 伐倒について

対象地は「御前山県立自然公園」内であることから、事業実行前に公園管理者と協議を行い、作業については通行人の安全を確保した上で行うこと。

3. 放射線障害防止措置について

請負者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、特定線量下業務従事者に対し適切な放射線障害防止措置を講じること。

4. チェーンソー作業における労働災害の防止について

チェーンソー作業における労働災害の防止について厚生労働省の定める「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第4号）に基づき、請負者は作業員にチャップス等の防護衣を着用させることとし、その使用を適切に管理しなければならない。

5. C S F（豚熱）の感染拡大防止について

C S F（豚熱）の感染拡大防止のため、茨城県におけるC S F対策を熟知して適切な対応に努めなければならない。